

飲食店を経営するみなさまへ

受動喫煙対策について

「健康増進法」及び「兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の改正により
令和2年4月から飲食店の受動喫煙対策が強化されました

次のいずれかの対応をお願いします

1

店内全てを禁煙

2

喫煙室を設置
(喫煙室内は飲食不可)

3

既存小規模飲食店の要件(裏面)を満たす場合のみ
店内の全てもしくは一部を
飲食可能な喫煙区域とする

※ 既存の小規模店舗を対象とした事業継続への影響に
配慮した例外的な経過措置です。

“1”を選ぶ場合

店舗入り口に「禁煙」標識の掲示をお願いします。



“2”を選ぶ場合

以下の対応をお願いします。

ア 喫煙室の技術的要件

- ・壁や天井により区画(注)
- ・たばこの煙を屋外へ排気
- ・室外から室内への気流は0.2m毎秒以上を確保

イ 喫煙環境標識の掲示 (次の2か所に掲示)

- ・店舗入り口に「喫煙区域あり」
- ・喫煙室入り口に「喫煙区域」

標識は健康局で配布しています

(注) 1階を禁煙飲食エリア、2階を喫煙室とするなど、フロア分煙とすることもできます。
(フロア分煙とする場合も、アの3つの技術的要件を満たす必要があります。)



“3”を選ぶ場合

裏面の、既存小規模飲食店の要件等をご確認ください。

さらに、経営者および施設管理者は、以下の対応をお願いします。

- ・禁煙エリアで喫煙している方へ喫煙を中止するよう呼びかけてください。
- ・喫煙区域に、20歳未満・妊娠中の方向を立ち入らせないでください(施設利用者だけでなく、従業員も対象です)。

施設管理者が法令の内容に違反した場合は、健康局による繰り返しの指導によっても改善が見られない場合に、罰則(過料)が適用されることがあります。

受動喫煙防止措置等の未実施／標識の未掲示

▶ 最大50万円の過料

虚偽報告、立ち入り検査拒否・妨害等／既存小規模飲食店の要件に関する帳簿未保存

▶ 最大20万円の過料

注意 健康増進法で認められている加熱式たばこ専用喫煙室の設置は、兵庫県では条例により認められません

屋外の受動喫煙対策について

上記“1～3”いずれの場合も、次のような場所に喫煙場所を設けてはいけません。

例 店舗入口、歩道の近くなど人通りの多い場所／たばこの煙が隣接する建物へ容易に流れ込む場所

やむを得ず屋外に灰皿等を設置する場合は、パーテーション等を設置する、店舗入口や歩道から十分に距離を置く(※)など、施設利用者や通行人の受動喫煙防止措置をお願いします。

※ 無風状態でたばこの煙が届かない距離とされている7メートル以上を目安としてください。

受動喫煙防止対策に関するお問合せ先

神戸市健康局健康企画課

TEL 078-322-5077 FAX 078-322-6053



既存小規模飲食店について

経営規模の小さな既存店舗については、事業継続への影響に配慮した経過措置が設けられています。



店内の全てもしくは一部を飲食可能な喫煙区域とする場合は、健康局への届出が必要です。

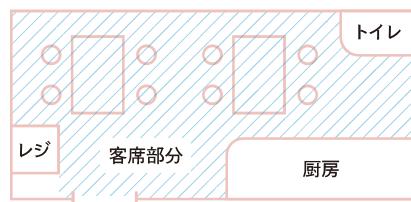
提出方法については「既存小規模飲食店の届出について」のチラシをご覧ください

既存小規模飲食店の要件

既存小規模飲食店とは、次の全てを満たす飲食店です。

- ① 令和2年4月1日時点で営業している店舗である。
- ② 中小企業基本法における定義などから
　　資本金5,000万円以下である。
(一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。)
- ③ 客席面積(※)が、100m²以下である。
- ④ 喫煙区域に20歳未満・妊娠中の方は立ち入り禁止の旨を表示している。

【客席面積のイメージ図】



(※)客席面積の測り方

「客席」とは、客に飲食をさせるために利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指します。

既存小規模飲食店は、店内の客席部分の全てもしくは一部を喫煙区域とすることができます。ただし、次の受動喫煙防止措置が必要です。

通常の喫煙専用室を設置する場合と同様に、以下の対応をお願いします。

	店内の一部を 喫煙区域とする場合	店内の全てを 喫煙区域とする場合	店舗が複数のフロアに分かれている場合で、 一部のフロアを喫煙区域とする場合
技術的要件	<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙区域の出入口において、禁煙エリアから喫煙区域への気流は0.2m毎秒以上を確保・ たばこの煙が禁煙エリアに流出しないよう、壁や天井等により区画・ たばこの煙を屋外へ排気	<ul style="list-style-type: none">・ たばこの煙が店舗外へ流出しないよう、壁や天井等により区画	<ul style="list-style-type: none">・ たばこの煙が喫煙フロアから禁煙フロアへ流出しないよう壁や天井等により区画、その他禁煙フロアへのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること
喫煙環境標識の掲示	店舗入口に「喫煙区域あり」標識 喫煙区域入口に「喫煙区域」標識 	店舗入口に「喫煙可能」標識 	店舗入口に「喫煙区域あり」標識 喫煙フロア入口に「喫煙区域」標識 

さらに、経営者および施設管理者は、次の事項を守ってください。

- 禁煙エリアで喫煙している方へ喫煙を中止するよう呼びかけてください。
- 喫煙区域に、20歳未満・妊娠中の方を立ち入らせないでください(施設利用者だけでなく、従業員も対象です)。

受動喫煙対策を行う際の支援として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度があります。詳しくは国のホームページをご確認ください。

財政支援 受動喫煙防止対策助成金 税制措置 特別償却または税額控除制度

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>

神戸市HP 受動喫煙の防止について  もご覧ください

<http://www.city.kobe.lg.jp/life/health/promotion/tobacco/index.html>